令和5年4月10日

公益財団法人全国商業高等学校協会

関係高等学校長 各位

公益財団法人全国商業高等学校協会

事務局長 閑野　　泉

確認書及び兼職届のご提出について（依頼）

ご高承のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第 11 条第３項第三号は、理事、監事、評議員（以下役員等といいます）のそれぞれ就任予定者が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号、以下認定法 といいます）第６条第１号ロからニまでに規定する欠格事由に該当しないことについて説明する書類として、移行認定申請法人より確認書を所轄行政庁宛提出することを義務づけています。

また、ある公益法人（Ａ）の役員等が他の公益法人（Ｂ）の執行理事を務めている場合に、 他の公益法人（Ｂ）が認定法第 29 条により公益認定を取り消された場合、公益法人（Ａ）もいわばこれに連座して、同条第１項の取消事由に該当することとなり、公益認定を取り消されることとなります。なお、（Ｂ）公益法人の公益認定取消事由には自主的に認定を返上する場合も含まれています。

このような事情に鑑み、今後、皆様が職務を行う理事に就任しておられる他の公益法人につきまして、万一取消事由が発生するおそれのある場合、本協会としても事前に対策を検討する必要が生じます。

つきましては、以上のような法律構成をとっております関係上、誠に恐れ入りますが、別添の確認書及び兼職届をご提出いただきたくお願い申し上げます。

なお、確認書及び兼職届については、他の公益法人との兼職のない場合でも、ご返送をお願いいたします。

事情をご賢察いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年5月14日

公益財団法人全国商業高等学校協会 御中

住所 〒

氏名

確認書

1 私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「認定法」という)第六条第一号ロから二までに規定するすべての欠格事由に該当しません。

2 私は、私が執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第二十九条第一項各号の事由に該当する疑いが生じた場合は、直ちにその旨を通知いたします。

3 私は、私が執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第二十九条第二項各号のいずれかに該当すると疑いがあり、認定法第二十八条第一項に規定する勧告又は第三項に規定する命令を受けた時は直ちにその旨を通知します。

4 私は、本日現在理事・監事・評議員を務める他の公益法人の名称、役職名等をお届けします。

5 私は、4に基づき提出した「兼職届」の内容に変更がある場合並びに新たに他の公益法人の理事・監事・評議員に就任したときは、遅滞なくその旨を通知します。

以　上

**確認書及び兼職届ご提出に当たってのご参考**

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年６月２日法律第48号)

(欠格事由)※一部抜粋

第六条　前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が二十九条第一項又は第二項の定により公益認定を取り消された場合において、その取消しとなった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの(いわゆる連座制の根拠規定)

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。

以下「一般社団・財団法人法」という。)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したことにより、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百六条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった目から五年を経過しない者(第六号において「暴力団員等」という。)

(公益認定の取消し) ※一部抜粋

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき

令和5年5月14日

公益財団法人全国商業高等学校協会 御中

住所 〒

氏名

兼職届

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公益法人での  役職名\*1 | 公益法人名（フルネーム）\*2 | 法人の住所 | 法人の電話番号 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

＊1 記入例) 理事長(代表理事)、専務理事(業務執行理事)、理事、監事、評議員

＊2 記入例) 公益財団法人□□□□センター、公益社団法人△△△△協会